刑に行

弁護人　池上健治様（お手数ですが、川窪先生にも内容をお伝え下さいませんか？）　'85、3、23　松下　昇

3、20に大阪高裁の記録をうけとりました。大阪でのすばらしいご奮斗を想い起し、心身に力がよみがえっています。長期勾留の獄からお願いを記しますが、

1、第7回公判（S、59、9、27）から第15回公判（S、60、2、21）までの手続部分と証拠カードの謄写をお願いします。

2、弁論のタイプ書きが完成したらコピーをお送り下さい。

3、本来、東京の第1回公判（3、11）までにお願いしておけばよかったのですが、大阪高裁の記録、とりわけ

2月14日	13〜28帖	神戸大〈 〉校の事件	予断による当該への言及
	29〜30帖	岡山地裁の事件	
	34〜36帖	東京高裁の事件	拡大的くりかえし
2月21日	8〜11帖	同上	

のコピーを添付しつつ、東京地裁第12刑事部へ意見書を提出するということはできないでしょうか？（次回期日は4、11 4、25→その ~~前~~ 間？に（第4回）保釈請求）

というのは、東京の裁判官は、私に関して左翼的によくない予断を抱いており、対裁判所実力斗争の常習者とみなし、実刑判決（ないし判決までの勾留、少くとも検察側立証終了までの勾留）をねらっており、この予断をといていくために前記の記録コピーを提示しつつ、大阪での弁護人（とりわけ川窪弁護人は、東京の事件でも弁護人届を出していただいていますから好都合だと思います。）から、裁判所の予断の誤りを批判していただきたいのです。

東京の小野弁護人ないし被告人がおこなうという方法もありますが、一度お考え下さい。

コクヨ ケイ-50
（一 III 二）